

金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の關係法人を指定する件（平成二十二年十二月金融庁告示第百二十五号）

改正後	現行
<p>(ムーディーズ・ジャパン株式会社の特定關係法人)</p> <p>第一条 ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第二号）の特定關係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項に規定する特定關係法人をいう。以下同じ。）は次に掲げる者とし、同項の有効期間（以下単に「有効期間」という。）は平成二十三年十二月三十一日までとする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 商号又は名称 <u>ムーディーズ・インベスターズ・サービス・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド</u> 主たる事務所の所在地 <u>シンガポール ラッフルズ・プレイス 五十</u></p> <p>十（略）</p> <p>十一 商号又は名称 <u>ムーディーズ・インベスターズ・サービス・ホンコン・リミテッド</u> 主たる事務所の所在地 <u>中華人民共和国 香港特別行政区 クイーンズウェイ 八十八</u></p> <p>十二、十七（略）</p> <p>第二条（略）</p> <p>(フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社の特定關係法人)</p> <p>第三条 <u>フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官</u></p>	<p>(ムーディーズ・ジャパン株式会社の特定關係法人)</p> <p>第一条 ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第二号）の特定關係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項に規定する特定關係法人をいう。以下同じ。）は次に掲げる者とし、同項の有効期間（以下単に「有効期間」という。）は平成二十三年十二月三十一日までとする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 商号又は名称 <u>ムーディーズ・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド</u> 主たる事務所の所在地 <u>シンガポール サムスン・ハブ チャーチ街 三</u></p> <p>十（略）</p> <p>十一 商号又は名称 <u>ムーディーズ・アジア パシフィック・リミテッド</u> 主たる事務所の所在地 <u>中華人民共和国 香港特別行政区 クイーンズウェイ 八十八</u></p> <p>十二、十七（略）</p> <p>第二条（略）</p> <p>(フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社の特定關係法人)</p> <p>第三条 <u>フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官</u></p>

(格付)第七号)の特定関係法人は次に掲げる者とし、有効期間は平成二十三年十二月三十一日までとする。

一〇四 (略)

五 商号又は名称 ピー・ティー・フィッチ・レーティン

グス・インドネシア

主たる事務所の所在地

インドネシア ジャカルタ市 ジェン

デラル・ステイルマン・カブ通り 七

十九

六〇二十九 (略)

(格付)第七号)の特定関係法人は次に掲げる者とし、有効期間は平成二十三年十二月三十一日までとする。

一〇四 (略)

五 商号又は名称 ピー・ティー・フィッチ・レーティン

グス・インドネシア

主たる事務所の所在地

インドネシア ジャカルタ市 ジェン

デラル・ステイルマン・カブ通り 二

十五

六〇二十九 (略)